

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 中村 美穂

## 委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1. 審査期間：令和元年9月9日～11日

2. 付託された議案等

議案番号	件名	結果
57	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
58	長与町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
59	長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
60	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
61	長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
65	令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
66	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
67	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
68	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
71	平成30年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認定
72	平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認定

73	平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
74	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
75	平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	全会一致 可 決 認 定
76	平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	全会一致 可 決 認 定

## 産業厚生常任委員長報告

審査日	令和元年	9月	9日～9月10日		
出席委員	中村美穂	竹中 悟	松林 敏	安部 都	岩永政則
	堤 理志	吉岡清彦			
説明員	関係所管課管理職	その他関係職員			

### 議案第57号 長与町印鑑条例の一部を改正する条例

#### 【提案理由の概要】

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴う、印鑑登録事務処理要領の一部改正に基づき、所要の改正を行うもの。

附則では、令和元年11月5日から施行する。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

質疑 住民票にも旧氏の記載はできるようになるのか。

答弁 住民票基本台帳施行令の改正により、同じく記載できるようになる。

質疑 この条例の改正の経緯と町民のメリットは何か。

答弁 女性活躍推進の観点からで、契約等で旧氏の印鑑証明書が使用できる様になるため、印鑑登録を変更することや、他の書類の添付等が不要になる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

### 議案第58号 長与町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

#### 【提案理由の概要】

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、財政運営の主体が都道府県になったことから基金の積立ておよび処分に関する取扱いについて、所要の改正を行うもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 財政運営の主体が県に移ることでの改正だと思うが、どのようなものか。

答弁 平成29年度までは市町村が単独で運営していたが、制度改革により平成30年度からは県が財政運営を中心で行う事により年間の必要な額の見込みの算出、支払い等を行うもの。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第59号 長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために、保険者機能強化推進交付金が創設されることを受け、基金の積立て及び処分することができる規定について、所要の改正を行うもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 この基金の用途は、保健福祉事業の実施の充実等に充てられると思うが、どういう充実が図れるのか。

答弁 市町村の取組みについて、国が基準を設けてインセンティブという形で補助金を交付する。例えば、介護予防の推進、地域ケア会議の活性化等がその指標である。

質疑 この条例改正によって事業に対する予算は増えるものか、減るものか。

答弁 介護保険事業計画で3年間の計画を立てているため、地域支援事業についても限度額がある。予算的には上限を超えて増額にはならないため、事業費内で基金を活用して行う。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

## 議案第60号 長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

### 【提案理由の概要】

長与町福祉医療費の支給に関する条例第2条第3項に規定する「子ども」の福祉医療費の支給方法に関して「償還払」方式から「現物給付」方式へ移行するもの。

附則では、令和2年4月1日から施行する。

経過措置としてこの条例の施行日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

以上の説明があった。

### 【主な質疑】

質疑 現物給付に変わるということだが、具体的な手続きはどのようなものか。

答弁 一つの医療機関あたり1回800円、2回目も800円で一つの医療機関で1600円が上限になる。調剤薬局については無料になる。

質疑 施行が来年の4月ということだが、もう少し早くすることはできなかったのか。

答弁 関係機関との協議でシステム改修が必要となり、システム改修の期間に数か月要してしまうため来年の4月からとなった。

質疑 こどもの定義はどうなっているのか。

答弁 こどもとは15歳に達する日以後の最初の3月31日にあるもので、乳幼児を除いたもの。小中学生がこどもになる。

質疑 来年4月以降、それ以前の償還払いの申請はいつまでできるのか。

答弁 来年3月診療分までの償還払いについては、申請をする時効までの期間というのが5年間定めているので、5年間以内は申請できる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

## 議案第61号 長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

### 【提案理由の概要】

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の子どものための教育・保育給付の認定と、改正後に新設される子育てのための施設等利用給付の認定と区別するため、所要の改正を行うもの。

附則では、令和元年10月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 従来の子どものための教育・保育の認定と区別する必要があるのはなぜか。

答弁 子どものための教育保育給付は、保育園、認定こども園、新制度に移行した幼稚園に入所するときの認定申請をするもので、新しく子育てのための施設利用給付というのは、幼稚園の延長保育の預かり保育や認可外保育や別の施設利用の部分である。

質疑 新設される子育てのための施設利用給付の新たに対象となる施設はどこか。

答弁 フレンド幼稚園、町内外問わず、幼稚園と認定こども園の預かり保育、一時預かり保育、認可外保育施設、ファミリーサポートセンター、病児保育施設などである。

質疑 無償化になると申し込みが増えるのではないか。

答弁 3歳以上の子どもの入所状況をみると、ほぼ100%に近い子どもが保育園か幼稚園に入所しているので、想定していない。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおりで可決すべきものと決した。

議案第65号 令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【提案理由の概要】

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,770万4千円を追加し、補正後の予算総額を40億8,379万9千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 人間ドック等委託料の等とは何が入っているのか。

答弁 人間ドック以外に、健康指導に関する委託料が入っている。

質疑 消耗品費はどのようなものに充てるのか。

答弁 フッ化物洗口の薬剤費に充てる。

質疑 歯周疾患検診の対象者に新たに妊婦と30歳を追加したが、何人を見込んでいるのか。

答弁 妊婦は380人、30歳は450人を見込んでいる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した

議案第66号 令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【提案理由の概要】

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万2千円を追加し、補正後の予算の総額を5億1,817万8千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 後期高齢者医療広域連合納付金の増額計上の根拠は。

答弁 出納閉鎖によって5月までに納付された保険料が235万6千円あったため、この分を増額して計上している。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第67号 令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）

【提案理由の概要】

既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,791万6千円を追加し、予算の総額を32億2,413万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万9千円を追加し、予算の総額を3,404万9千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 低所得者保険料の適用される人数はどのくらいか。

答弁 第1段階の人が1,503人、第2段階の人が583人、第3段階の人が567人である。

質疑 パソコンの購入の理由と何台購入するのか。

答弁 1台は壊れたこと、使う人が増えて足りないことから、3台購入を予定している。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第68号 令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

【提案理由の概要】

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,512万4千円を追加し、予算の総額を5億2,549万6千円とするもの。30年度の事業費のうち移転先の選定等に不測の日数を要したため、年度内に契約に至らなかった補償費を再度今年度予算として予算措置を行うもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 繰入金、繰越金の増額はどのように決まるのか。

答弁 他の歳入が決まってから、支出の金額を計上している。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第71号 平成30年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由の概要】

歳入では、調定額43億758万7,668円に対し、収入済額41億2,114万6,966円で不納欠損額1,002万1,136円、収入未済額1億7,641万9,566円。

歳出では、予算現額41億859万8千円に対し、支出済額39億8,430万1,976円、不用額1億2,429万6,024円で実質収支額1億3,684万4990円、うち基金繰入額1億2千万円であった。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 被保険者減少の要因は何か。

答弁 町全体の人口がやや減っていること、75歳以上の人口比率が増えているため、国民健康保険は74歳までの人が被保険者となるため、減少している。

質疑 第三者納付金の内容は何か。

答弁 交通事故により国保の被保険者証で受診されたが、加害者側の過失割合が確定し、その負担金によるもの。30年度は9件あり、合計で約1,300万円賠償額があった。

質疑 後発医薬品使用促進通知とはどのようなものか。また、どのような効果があるのか。

答弁 月ごとに作成し、後発医薬品を使用したら自己負担額が100円以上下がる人に明細書と

共に通知を送付している。一回の通知で20万2千円国保の負担が減っているので年間4回実施しているため約80万円の効果が出ているものと思われる。

質疑 健康家庭に関する記念品は病院にかかっていない家庭が対象だと思うが、何世帯あったのか。

答弁 52世帯が対象になっている。

質疑 人間ドックの検診対象者の条件はどのようになっているのか。

答弁 40歳以上で募集人員が多かった場合は、昨年受診していない人を優先にするなどしている。

質疑 はりきゅうの補助券について配布人数と医院の件数は。

答弁 配布人数は776人、使用枚数は3,795枚、登録医院の件数は49院で町内は8か所となっている。

質疑 1人当たりの給付費の増加の要因は。

答弁 平均年齢が上がっていること、医療の高度化に伴い治療費が上がっているため。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第72号 平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 【提案理由の概要】

歳入では、調定額4億9,366万9,376円に対し、収入済額4億9,312万7,176円、不納欠損額2,800円、収入未済額53万9,400円。

歳出では、予算現額4億9,806万7千円に対し、支出済額4億9,073万3,917円、不用額733万3,083円となっており、実質収支額239万3,259円。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

質疑 後期高齢者は基本的に75歳以上が対象だと思うが、75歳未満で障害や重度の病気で対象になっている人数はどのくらいか。

答弁 障害認定等で75歳未満の被保険者は18人である。

質疑 後期高齢システム改修委託料の不用額が104万円出ているが、その理由とシステム改修は何年ごとに行われるものか。

答弁 毎年ある程度予算を組んでいるが、システム改修が行われてもそれに対する補助金が入ってきたこと、定期的に改修があるわけではない。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決した。

#### 議案第73号 平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

##### 【提案理由の概要】

保険事業勘定の歳入では、調定額30億2,642万4,567円に対し、収入済額30億1,582万3,039円で、不納欠損額95万3,500円、収入未済額964万8,028円。歳出では、予算現額31億8,674万2千円に対し、支出済額26億732万5,503円で不用額5億7,941万6,497円。

介護サービス事業勘定の歳入では、歳入合計3,033万8,393円で前年度比801万9,845円、21%の減。歳出合計は2,621万7,711円、前年度比△750万6,621円、22.3%の減で不用額524万8,289円。

実質収支額は、保険事業勘定で4億849万7,536円、うち基金繰入額は2億5,700万円。介護事業サービス事業勘定では412万682円であった。

以上の説明があった。

##### 【主な質疑】

質疑 お元気クラブのスタッフの人数はなぜ減ったのか、何人減ったのか。

答弁 町内3か所で週に1回実施しているが、看護師と指導員で3名から4名、地域のボランティアで運営している。看護師が事情により退職したため、1人の減となった。

質疑 介護保険専門員報酬が約200万円不用額になっているがその理由は何か。

答弁 成年後見人がつく事例がなかったため、その報酬が無く、介護専門員Ⅱを2名配置する予定だったが、作業療法士1名の雇用となり減額になった。

質疑 高齢者の虐待はあったのか、把握しているのか。

答弁 調査は2件あったが、虐待の件数はそのうち1件、施設の認定をした。個人は福祉課が対応している。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第74号 平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

【提案理由の概要】

歳入では、国庫支出金調定額1億6,937万1千円、県支出金調定額3,230万1千円、一般会計繰入金調定額8億3,060万5,904円、保留地処分金140万9,580円などで収入済額の合計は9億871万887円。

歳出では、高田南土地区画整理事業費8億2,715万1,904円、公債費として元金償還金7,165万6千円などで、支出済額の合計は9億446万7,814円。他に繰越明許費として1億3,135万2千円。

高田南土地区画整理事業の実績として本工事費6件、補償費15件、測量試験費17件、その他4件で事業進捗率は道路築造54.1%、宅地造成56.9%。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 宅地造成の進捗率が29年度と変わっていないが、実際には工事は進んでいると思うがなぜか。

答弁 現場の工事は進んでいるが、実際に宅地として地権者にお返しした面積を積み上げるため反映していない。

質疑 PFIによって県に委託されているが、今年度中に契約はあるのか。

答弁 PFI法に準じて一括して5年程度かけて一気に進めて終わらせていくと考えており、民間事業者を決めていく。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第75号 平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

【提案理由の概要】

「収益的収入及び支出」の収入では予算額7億9,853万2千円に対し、決算額は8億278万9,525円となり、425万7,525円の増収。支出では予算額7億3,770万3千円に対し、決算額は6億9,690万5,198円となり、不用額4,079万7,802円。人件費等の減額によるもの。

「資本的収入及び支出」の収入では予算額2億4,586万円に対し、決算額は2億3,712万3千円となり、873万7千円の減収。負担金の減によるものである。支出では予算額5億9,477万9千円に対し、決算額は5億8,128万5,484円となり不用額1,349万

3,516円。建設改良費の減額が主なものである。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,416万2,484円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,451万1,360円、当年度分損益勘定留保資金1億5,700万7,592円、減債積立金8,550万7,207円、建設改良積立金6,7136,325円で補填し、結果当年度純利益は7,138万433円となり、当年度末処分利益剰余金は2億2,402万3,965円。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

質疑 30年度の純利益の減少の要因は何か。

答弁 営業費用の増加と水道料金、節水型の家電等、水道使用量の横ばいや減によるもの。

質疑 有収率の考え方についてはどうなのか。

答弁 90%前後をキープしておきたい。作った水を無駄にしない、漏水調査にも力を入れているが、高度経済成長期に埋設した配水管からの漏水が若干あり修理をしていく。

質疑 水道事業を長崎市、時津町と連携して協議することはないのか。

答弁 既に1市2町の協議会をつくって運営上の悩みや、県からの方針として広域で協議はおこなっている。

主な質疑は以上のとおり。

剰余金の処分については全会一致で可決、決算認定についても全会一致で認定すべきものと決した。

#### 議案第76号 平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

#### 【提案理由の概要】

「収益的収入及び支出」の収入では予算額10億2,906万3千円に対し、決算額10億2,862万8,828円で43万4,172円の減収。支出では予算額9億9,963万8千円に対し、決算額が9億2,044万4,607円となり、不用額が7,919万3,393円。

「資本的収入及び支出」の収入では、予算額3億7,754万4千円に対し、決算額が1億3,359万7,033円で2億4,394万6,967円の減収。支出では予算額6億4,379万8千円に対し、決算額が2億9,153万5,242円となり、翌年度繰越額が3億3,184万3千円、不用額が2,041万9,758円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,906万7,209円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額169万8,833円、過年度分損益勘定留保資金2,976万9,912円、減債積立金2億759万8,464円で補填し、結果当年度純利益は1億666万4,221円となり、当年度末処分利益剰余金は3億1,426万2,685円。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 営業外収益の中に長期前受金戻入れ2億2,400万円はどういうものか。

答弁 減価償却を毎年行っているが、国庫支出金や受益者負担金などの外部資金を以前はみなし償却で減価償却に計上していなかったが、企業会計の制度の改正で計上するようになった。

質疑 企業債を金利の安いものに組み替えたりしているのか。

答弁 償還を85件しているが、順次古いものから償還が終わっていること、過去は金利が高いものがあったが、現在借りているものは低利率である。

主な質疑は以上のとおり。

剰余金の処分については全会一致で可決、決算認定についても全会一致で認定すべきものとした。